

豊中市結核対策費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）に基づく結核の定期の健康診断を実施する学校又は施設（国、都道府県又は市町村の設置する学校又は施設を除く。以下同じ。）の設置者に対し、豊中市結核対策費補助金を交付するものとし、その交付については豊中市補助金等交付規則（昭和57年豊中市規則第15号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助事業及び補助対象経費)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、法第53条の2第1項の規定により学校及び施設の長が行う結核の定期の健康診断事業とする。

2 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）とする。

(1) 補助事業に必要な経費のうち報酬、職員手当等、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費、備品購入費用

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、前条の対象事業について、次の各号に掲げる額を比較して、最も少ない額に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 毎年度市長が定める補助金交付基準により算定した額

(2) 補助対象経費の実支出額

(3) 総事業費から寄付金その他収入額を控除した額

(補助金交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊中市結核対策費補助金交付申請書（様式第1の1号）に関係書類を添えて、当該年度の12月末日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 補助金以外の経費負担の概要（様式第1の2号）

(2) 結核対策費経費所要額調（様式第1の3号）

(3) 補助年度の事業計画書（様式第1の4号）

(4) 補助年度の支出計画書（様式第1の5号）

(5) 補助年度の歳入歳出予算書抄本（様式第1の6号）

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付の条件)

第5条 規則第5条の規定により付する条件は、補助事業者から関係書類を提出させ、又は実地に検査を行うことができるものとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査により補助金を交付すべきであると認めたときは、交付の決定をするものとする。

(決定の通知)

第7条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、豊中市結核対策費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、その決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り、豊中市結核対策費補助金交付申請取下書（様式第3号）により申請の取下げをすることができる。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業は、補助事業に要する経費の配分又は、当該事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ豊中市結核対策費補助金変更承認申請書（様式第4号）を、補助事業の中止又は廃止をしようとするときは、豊中市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、適合すると認めるときは、豊中市結核対策費補助金交付決定取消・変更通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助事業等の適正な遂行）

第10条 補助事業者は、補助金を他の用途へ使用してはならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、市長より実績報告を求められたとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む）から30日以内、かつ、補助金の交付の決定に係る市の会計年度の末日までに、実績報告書（様式第7の1号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 補助金以外の経費負担の概要（様式第7の2号）
- (2) 結核対策費補助金実績額明細書（様式第7の3号）
- (3) 健康診断事業実施報告書（様式第7の4号）
- (4) 健康診断費精算内訳（様式第7の5号）
- (5) 歳入歳出決算（見込）書抄本（様式第7の6号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告があったときは、その内容の審査及び調査等を行い、相当と認めるときは、補助金の額を確定し、豊中市結核対策費補助金交付確定通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条の規定により補助金の額を決定した後に補助金を交付するものとする。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、豊中市結核対策費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の交付請求書（様式第9号）を受けた日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（証拠書類の保管）

第14条 補助事業者は、補助事業にかかる帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1の1号

豊中市結核対策費補助金交付申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者
所在地
法人名
代表者職氏名

学校又は施設の所在地及び名称

_____年度豊中市結核対策費補助金事業の交付について、次のとおり別紙関係書類を添えて申請します。

1 申請額

_____ 円

2 関係書類

- (1) 補助金以外の経費負担の概要（様式第1の2号）
- (2) 結核対策費経費所要額調（様式第1の3号）
- (3) 補助年度の事業計画書（様式第1の4号）
- (4) 補助年度の支出計画書（様式第1の5号）
- (5) _____年度歳入歳出予算書抄本（関係分のみ）（様式第1の6号）
- (6) 担当者連絡票

補助金以外の経費負担の概要

補助事業の経費のうち 補助金によって賄われる 部分以外に関する事項	負担者	
	負担額 (税抜)	0円
	負担方法	

※「負担額」…結核対策費経費所要額調(様式第1の3号)の「対象経費の支出予定額」の合計額から「補助申請額」を差し引いた額

結 核 対 策 費 経 費 所 要 額 調

(単位 円 (税抜))

区 分		総事業費	収入予定額	差 引 額	対象経費の 支出予定額	交付基準による 算定額	補助基本額 ※注1	補助申請額 (補助基本額の 2/3) ※注2	備 考
胸部 X 線	間接撮影費			0円					
	直接撮影費			0円					
計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※注 1 「収入予定額」は、受診者からの実費徴収額等の健康診断実施にあたり、他に収入予定がある場合は記入すること。

※注 2 「補助基本額」には、「差引額」、「対象経費の支出予定額」及び「交付基準による算定額」の合計を比較して最も少ない額を記入すること。

※注 3 「補助申請額」は、「補助基本額」に2/3を乗じた額であり、1円未満の端数は切り捨てること。

結核対策費支出計画書

(単位 円 (税抜))

区 分	小区分	支出予定額 (円)	支出予定日	備 考
報 酬			年 月	
職員手当 (特殊勤務手当)			年 月	
賃 金			年 月	
報 償 費			年 月	
旅 費			年 月	
需 用 費	消 耗 品 費		年 月	
	燃 料 費		年 月	
	食 糧 費		年 月	
	印 刷 製 本 費		年 月	
	光 熱 水 費		年 月	
	修繕料及び医療材料費		年 月	
役 務 費	通 信 運 搬 費		年 月	
	広 告 料		年 月	
	手数料及び損害保険料		年 月	
委 託 料			年 月	
使用料及び賃借料			年 月	
工 事 請 負 費			年 月	
備 品 購 入 費			年 月	
計		0円		

様式第 2 号

豊 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市結核対策費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊中市結核対策費補助金の額は、次のとおり決定したので、豊中市補助金等交付規則（昭和 57 年豊中市規則第 15 号）及び豊中市結核対策費補助金交付要綱の規定により通知します。

1 補助金交付決定額 _____ 円

2 交付の条件

- (1) 次のいずれかに該当する場合、速やかに市長の承認を受けること。
 - ア 豊中市結核対策費補助金交付要綱第 3 条各号に定める補助事業に要する経費の変更をする場合
 - イ 補助事業の内容の変更をする場合
 - ウ 事業を中止し、又は廃止する場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けること。

様式第3号

豊中市結核対策費補助金交付申請取下書

年 月 日

豊中市長様

所在地
法人名
代表者職氏名

学校又は施設の
所在地及び名称

年 月 日付け豊 第 号にて通知のあり
ました豊中市結核対策費補助金の交付決定については、豊中市結
核対策費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり申請を
取下げます。

記

- 1 交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

様式第4号

豊中市結核対策費補助金変更申請書

年 月 日

豊 中 市 長 様

所在地
法人名
代表者職氏名

学校又は施設の
所在地及び名称

年 月 日付け豊 第 号にて通知のあり
ました豊中市結核対策費補助金の交付決定については、次のとお
り変更する必要がありますので、豊中市結核対策費補助金交付要
綱第9条の規定により豊中市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容

(1) 交付決定金額に係る変更

当初交付決定額 _____ 円
変更承認申請額 _____ 円

(2) その他

2 添付書類

健康診断事業計画書
結核対策費支出計画書
その他市長が必要と認める書類

様式第5号

豊中市結核対策費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日

豊中市長様

所在地
法人名
代表者職氏名

学校又は施設の
所在地及び名称

年 月 日付け豊 第 号にて交付決定を受けた補助について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、豊中市結核対策費補助金交付要綱第9条の規定により豊中市長の承認を申請します。

記

- 1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

様式第6号

豊 第 号
年 (年) 月 日

豊中市結核対策費補助金交付決定取消・変更通知書

様

豊中市長
(公印省略)

年 月 日付けで申請のありました豊中市結核対策費補助金交付決定の取消・変更については、内容を審査した結果、承認したので、豊中市結核対策費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

・承認内容

様式第7の1号

豊中市結核対策費補助金事業実績報告書

年 月 日

豊 中 市 長 様

申請者
所在地
法人名
代表者職氏名

学校又は施設の所在地及び名称

_____年度豊中市結核対策費補助金について、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 精算額

_____円

2 関係書類

- (1) 補助金以外の経費負担の概要（様式第7の2号）
- (2) 結核対策費補助金実績額明細書（様式第7の3号）
- (3) 健康診断事業実施報告書（様式第7の4号）
- (4) 健康診断費精算内訳（様式第7の5号）
- (5) _____年度歳入歳出予算決算（見込）書抄本（関係分のみ）（様式第7の6号）

補助金以外の経費負担の概要

補助事業の経費のうち 補助金によって賄われる 部分以外に関する事項	負担者	
	負担額 (税抜)	円
	負担方法	

※「負担額」…結核対策費補助金実績額明細書(様式第7の3号)の「対象経費の実支出額」の合計額から「補助金交付決定額」を差し引いた額

結 核 対 策 費 補 助 金 実 績 額 明 細 書

(単位 円 (税抜))

区 分		総事業費	事業収入額	差 引 額	対象経費の 実支出額	交付基準に よる算定額	補助基本額 ※注1	補助精算額 (補助基本 額の2/3) ※注2	補助申請額 (補助基本 額の2/3)	補助金 交付決定額 ※注3	備 考
胸 部 X 線	間接 撮影費			0円							
	直接 撮影費			0円							
計		0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	

※注 1 「補助基本額」には、「差引額」、「対象経費の実支出額」及び「交付基準による算定額」の合計を比較して最も少ない額を記入すること。

※注 2 「補助精算額」は、「補助基本額」に2/3を乗じた額であり、1円未満の端数は切り捨てること。

※注 3 「補助金交付決定額」は、「豊中市結核対策費補助金交付決定通知書」に記載の交付決定額を記入すること。

健康診断費精算内訳

対 象	区分	① 実施人員 (人)	② 実施に要した 支出額 (税抜)	③ 実施に関する 収入額 (税抜)	②-③ 差引額 (税抜)	②/① 1人あたりの 所要経費※ (税抜)
大学・短大・専門学校等 学生生徒(入学年度)	間接 撮影				0円	
	直接 撮影				0円	
高校生(入学年度)	間接 撮影				0円	
	直接 撮影				0円	
施設入所者(65才以上)	間接 撮影				0円	
	直接 撮影				0円	
合 計		0人	0円	0円	0円	

※「1人あたりの所要経費」には、「①実施に要した支出額」を「実施人員」で除した額を記入すること。

様式第 8 号

豊 第 号
年 (年) 月 日

様

豊中市長
(公印省略)

豊中市結核対策費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで申請のあった豊中市結核対策費補助金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、豊中市結核対策費補助金交付要綱第 12 条の規定により通知します。

1 確定した補助金交付額 _____ 円

